

3年生の保護者へ

## 高等教育の修学支援新制度の更なる周知について

高等教育の修学支援新制度(以下「新制度」という。)は、生活保護世帯や住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等を対象に、大学・短期大学・高等専門学校(4年生及び5年生)・専門学校に通う際の授業料等の減免と返済不要の給付型奨学金の支給を行うものであり、令和2年4月から開始しています。この内容は、昨年4月に配布した「学びたい気持ちを応援します」のパンフレットにも記載されています。

つきましては、新制度を知らなかったことで経済的理由によって進学をあきらめる生徒を一人でも減らせるよう、下記のとおり新制度の周知をお願いします。

### 記

#### 1 概要

大学等へ進学予定の高校3年生及びその保護者に対し、以下を周知していただきますよう、お願いいたします。

#### 2 周知内容

- (1) 令和4年度分の日本学生支援機構の奨学金 予約採用手続きの申し込みをしていない場合、大学等へ進学後に在学採用の手続きに申し込むことが可能であること。
- (2) 令和4年度分の日本学生支援機構の奨学金 予約採用手続きに申し込んだものの、家計に関する基準を満たさず、不採用となったが、令和3年1月以降に家計が急変し経済的に困難な状況にある場合、大学等へ進学後に家計急変手続きに申し込むことが可能であること。(入学月から3か月以内の申込が必要です。)

※児童養護施設等の入所者(社会的養護を必要とする者)が、大学等への進学に当たってひとり暮らしをする場合については、独立生計者として生徒本人の所得・資産のみで判定し、家計基準の範囲内であれば、支援対象となります。

#### 3 参考

(1) 文部科学省ホームページ・LINE 公式アカウント

◆大学生・高校生・保護者向け特設ページ ～学びたい気持ちを応援します～

<http://www.mext.go.jp/kyufu/>

◆高等教育の修学支援新制度

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

※(トップ > 教育 > 大学・大学院, 専門教育 > 高等教育の修学支援新制度)を参照

◆LINE 公式アカウント(高等教育の修学支援)

<https://liny.link/r/1656191345-VB9AJ8nl?lp=qqBJHd>

(2)独立行政法人日本学生支援機構ホームページ

◆給付型奨学金

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

※(ホーム > 奨学金 > 奨学金の制度(給付型))を参照

◆進学資金シミュレーター

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

## お金の心配なく大学や専門学校で学びたい生徒のみなさんへ

高等教育の修学支援新制度



2020年4月から新制度がスタートしています!

**対象** 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

**支援内容** 大学・短大・高専(4~5年)・専門学校の

授業料・入学金の  
免除/減額

給付型奨学金の  
支給

返済不要!

**申請期間**

2022年4月以降(学校ごとに異なります)

※2021年度は終了していますが、進学後に大学等に申し込む  
ことができます。

- 授業料等減免と給付型奨学金(生活費)を併せた手厚い支援が受けられます。「高等教育の修学支援」公式キャラクター【まねこ先生(左)とまなびーニャ(右)】
- 高校等ごとの推薦枠(人数上限)はありません。(注)高校等には、高等専門学校(3年次)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含みます。
- 高校等の成績だけで否定的な判断をせず、レポートや面談により本人の学修意欲や進学目的等を確認します。
- 進学先の大学等では、しっかり学習することが求められます。(成績次第で警告や支援の打切りもあります。)

### くわしい情報はこちら

文部科学省 高等教育の修学支援  
特設HP LINE公式アカウント



「学びたい気持ちを応援します」  
(制度全体の概要を確認できます。)

日本学生支援機構  
進学資金シミュレーター



「給付奨学金シミュレーション」  
(自身が対象となるかななどを  
大まかに調べられます。)

### 支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター  
電話:0570-666-301(月~金, 9:00~20:00)  
\*土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。  
\*給付型奨学金のほか、貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口  
進学を目指す大学や専門学校の授業料等減免制度については、  
各大学の学生課や奨学金窓口にご相談してみよう。